

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎患者は350万人以上と推測され、その多くは集団予防接種時の注射等の使い回しや輸血などの医療行為による感染が原因とされている。

国は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイルス療法について、医療費助成を実施しているが、対象となる治療法が限定されているため、助成の対象から外れている患者が相当数に上り、一般的の疾病と同様に高額医療費制度を利用する以外に自己負担額を軽減する手段がないなど、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の患者も多く、生活に困難を来たしている。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、ウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がん患者に対する生活支援の実効性を発揮していないことから、基準緩和等新たな具体的措置を講じる必要がある。

よって、国においては、次の事項について実現を図られるよう強く要望する。

- 1 ウィルス性肝炎が原因である肝硬変や肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日提出

神奈川県南足柄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣